

徳島県規則第四十三号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二服務関係事項の項第二号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四号の7中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同号中55を57とし、54を56とし、53を55とし、同号の52中「第二百五条の二本文」を「第二百五条本文」に改め、同52を同号の54とし、同号中51を53とし、32から50までを2ずつ繰り下げ、31を33とし、同33の前に次のように加える。

32 第八十三条の二第二項の規定による土地改良区連合の解散の認可及び同条第三項の規定による土地改良区の権利義務の承継の認可

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四号中30を31とし、26から29までを1ずつ繰り下げ、25の次に次のように加える。

26 第七十一条の七の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項の規定による財産処分の方法等の認可及び第七十一条の規定による決算報告の認可

別表第二の三徳島県こども女性相談センターの長の項第一号の9中「同条第五項」を「同条第十四項」に、「同条第九項及び第十一項」を「同条第十八項及び第二十項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四号の改正規定は公布の日から、別表第二服務関係事項の項第二号の改正規定は同年十月一日から施行する。